

# 令和8年度県内事業所の男性育休取得状況等に関する調査事業 委託業務仕様書

## 1 委託業務の名称

令和8年度県内事業所の男性育休取得状況等に関する調査事業

## 2 調査の目的

岡山県内事業所における男性育休の取得状況や取得に当たっての課題、企業が女性活躍を推進する上での課題、そうした課題の解決に向けた支援ニーズなどを調査する。

## 3 調査の概要

(1) 調査区域 岡山県全域

(2) 調査対象

①岡山県内に所在する従業員数30人以上の事業所 2,000事業所

②岡山県内に所在する従業員数5人～29人の事業所 2,000事業所

(3) 調査内容 男女共同参画社会に関する設問 10問程度

(4) 調査方法 郵送配布、郵送回収

(5) 調査時期 令和8年6月頃

(6) 有効回答目標数

①1,000件以上

②400件以上

(7) 集計・分析 単純集計、クロス集計、統計処理分析、経年比較など

(8) 成果物

ア 報告書

・A4版(約20頁)

・電子データ一式(印刷物の納品は不要)

・別途県から提供する「成果物の構成・表記ルール」に基づき作成すること。

イ 付属統計表

・A4版、モノクロ約40頁程度

・電子データ一式(印刷物の納品は不要)

・公表用の割合を記載したデータの他、算出基礎となる数値を記載したデータを提出すること。

・別途県から提供する「成果物の構成・表記ルール」に基づき作成すること。

ウ 集計データ及び生データ

・報告書及び付属統計表の基礎となる単純集計データ及びクロス集計データ

・単純集計データ及びクロス集計データの基礎となる調査回答結果の生データ

## 4 委託業務内容

### (1) 調査の実施

- ア 調査に着手する前に、県と協議の上、実施スケジュールを作成し、県の下承を得ること。
- イ 調査の目的に寄与すると考えられる質問項目を、過去の同種業務の実績や専門的な見地から適宜提案すること。
- ウ 有効回収目標数に達するよう、回収率の向上のための具体的な方策を提案すること。
- エ 県が提供する調査票の原案を用いて、調査対象者が分かりやすく回答しやすいように体裁等を工夫して調査票（A4判）を作成し、県の下承を得た上で前記3（2）調査対象①、②用に各2,050部（予備を含む）印刷すること。
- オ 調査票送付用封筒（角形2号・カラー封筒）を用意し、差出人の「岡山県県民生活部人権・男女共同参画課」、下記（ケ）のコールセンターの「問い合わせ先電話番号」、調査名等の必要な事項を印刷すること。
- カ 調査票返信用封筒（長形3号）を用意し、「岡山市北区内山下2-4-6」、「岡山県県民生活部人権・男女共同参画課あて」、「男性育休取得状況等に関する調査票在中」等の必要な事項を印刷すること。
- キ 県が提供する事業所情報によりタックシールを作成し、（オ）の調査票送付用封筒へ貼付すること。
- ク 調査票及び調査票返信用封筒を調査票送付用封筒へ封入し、発送すること。なお、調査票返信用封筒については、料金受取人払により県が回収するが、調査票の発送及び回収に要する経費は、受託者が負担すること。
- ケ 調査期間中及び調査期間後少なくとも10日間（土日祝除く）の9時から17時において、コールセンターを設置し、調査対象からの調査票の内容や記入方法等の問い合わせに対応できる体制を整備するとともに、問い合わせ先としてコールセンターの電話番号等を送付用封筒及び調査票に明記すること。また、問い合わせ及び回答の内容並びに件数は県に定期的に報告すること。
- コ 調査票の回収率を高めるため、調査期間終了10日前から、未回答企業に対し架電により回答の督促を行うこと。
- サ 調査票のうち、回答の内容が読み取れない又は無効となる回答があった場合には、調査対象に架電の上、内容を確認すること。

#### 【参考】県において行う業務

- ・事業所情報の提供
- ・調査票の原案作成
- ・調査票の回収（郵送料の負担はしない）

### (2) 集計・分析及び報告書・付属統計表の作成

#### ア 集計・分析

- ・調査対象①（従業員30人以上の事業所）及び調査対象②（従業員5人～29人の事業所）それぞれの調査回答結果をデータ化し（生データ）、報告書及び付属統計表の基礎データとなる単純集計及びクロス集計を実施すること。
- ・集計及び分析項目はあらかじめ県と協議すること。
- ・集計・分析結果から、企業の課題や支援ニーズをとりまとめ、県に求められる取組の方向性などを提案すること。

#### イ 報告書の作成

- ・調査対象①②それぞれの調査結果の単純集計結果を盛り込んだ報告書を作成すること。
- ・報告書の作成に当たっては、集計・分析結果を最も的確に表現できるグラフなどを選択し、特徴点が明らかになるよう表示すること。また、県が実施した令和7年度「男性育休取得状況等に関する調査」の調査結果を参考にすること。

<https://www.pref.okayama.jp/page/1001649.html>

#### ウ 付属統計表の作成

- ・調査対象①②それぞれの調査結果のクロス集計結果を盛り込んだ付属統計表を作成すること。
- ・付属統計表の作成に当たっては、上記イに記載の調査の付属統計表を参考にすること。

#### エ 成果物の提出

- ・上記ア～ウにより作成した生データ、集計データ、報告書及び付属統計表のデータを令和8年9月末までに提出すること。
- ・成果物のデータ形式は、生データ及び集計データはエクセル、報告書及び付属統計表のデータはワードとすること。

### 5 調査データ等の機密保持

- (1) 調査データ等（回収した調査票・返信用封筒、受託者が作成した集計データ、その他この委託業務の実施により作成し、または取得した一切の情報をいう。以下、同じ。）の使用・保存に係る機密保持について細心の注意を払うとともに、調査データ等の本調査以外への流用及び使用を禁止する。
- (2) 調査データ等は、成果物提出後に24か月保存した後、速やかに、書面は溶解処分し、データは消去を確実に行うこと。
- (3) 上記(2)の廃棄・消去処分は当該業務の責任者の立ち会いのもとに行い、終了後、遅滞なく文書で県へ報告すること。

### 6 委託期間

契約締結日から令和8年11月30日（月）まで

## 7 委託に関わる留意事項、条件

- (1) 委託業務全般を統括する「統括責任者」を指定すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、常に委託者である県と連絡を密にし、定期的に進捗状況を県へ報告すること。
- (3) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに県へ報告、協議を行い、その指示を受けること。
- (4) 本業務の著作権は全て県に帰属するものとし、受託者は県の許可なしに複製、公表、貸与、使用してはならない。
- (5) 提案書、見積書及び納税証明書の作成、取得、提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (6) 調査活動中の事故には傷害保険等で備え、万一事故が生じたときは、受託者で対応すること。
- (7) 受託者は、業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容等について、事前に県の承諾を得なければならない。
- (8) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託金額の範囲内において、できる限り仕様の変更に応じること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、県と受託者が、誠意を持って速やかに協議し決定する。

## 8 契約限度額

金4, 565, 000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）